

学校教育法施行令の一部を改正する政令案等に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和元年 8 月 9 日（金）～令和元年 9 月 7 日（土）
- (2) 告知方法：ホームページ
- (3) 受付方法：郵送、FAX、電子メール

2. 意見総数

件数：28 件（個人 12 件（6 名）、団体 3 件（1 団体）、不明 13 件）

3. 主な意見の概要

（全体）

- 改革の着実な実施を期待する。

（連携法第 6 条第 1 項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令）

- 「連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること」とは、具体的に何を想定しているのか。
- 早期の段階から法律基本科目の応用レベルの学修が確保されるよう、科目等履修の活用などの措置が講じられていることを認定基準とすべき。
- この改正案で早期卒業が大幅に増えることは期待し難い。どのように 3 + 2 を推進し、標準化していくのか、具体的な方針を示すべき。
- 法科大学院が直近の認証評価において一度で適格認定を受けられなかった場合には、認定に当たり特に慎重な審査を行うべき。

（専門職大学院設置基準）

- 修了要件に係る法律基本科目の必要単位数を「48 単位以上」とする根拠及び 48 単位でも法科大学院で学修すべき法律基本科目 7 科目の範囲・内容を網羅できる根拠を示すべき。
- 修了要件に係る法律基本科目の必要単位数について、科目ごとの必要単位数についても定めるべき。
- 履修科目の登録上限単位数の増及び入学前既修得単位並びに既修者認定の上限単位数の増により拡大する枠は、どのように活用するのか。
- 「選択科目」全ての開設及び「選択科目 1 科目 4 単位以上を必修」とする修了要件について、いつまでに対応が必要なのか。

（細目省令）

- 連携法科大学院が適切な教育を安定的かつ継続的に実施できる体制が整備されていることを、細目省令に規定すべき。